

○茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第2章の規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請）

第2条 法第10条第1項の規定による認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
 - (2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区）の長が発給する文書
 - (3) 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項第3号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者が明らかにした訳文を添付するものとする。
- 4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。
- 5 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（電磁的方法）

第2条の2 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて条例で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - ア 社員の使用に係る電子計算機と特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 社員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定非営利活動法人の閲覧に供し、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、特定非営利活動法人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（役員の変更等の届出）

第2条の3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

（定款の変更の認証申請）

第3条 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 変更の内容
- (2) 変更の理由

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第 25 条第 4 項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第 26 条第 2 項の規定により添付する法第 10 条第 1 項第 2 号イの書類には、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第 4 条 法第 25 条第 6 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- (1) 変更の内容
- (2) 変更の理由

(事業報告書等の提出)

第 5 条 法第 29 条第 1 項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行うものとする。

2 法第 29 条第 1 項の規定により提出する書類には、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。

第 6 条 前条第 2 項に定める場合を除くほか、法第 29 条第 2 項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ 1 通提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
(1) 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第 10 条第 1 項第 1 号の書類、法第 13 条第 2 項(法第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。この表において同じ。)の登記に関する書類の写し及び法第 14 条又は第 35 条第 1 項の財産目録	法第 13 条第 2 項の規定による届出書の提出時に併せて
(2) 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく

(事業報告書等の閲覧)

第 7 条 法第 29 条第 2 項の規定による閲覧は、知事が定める場所において行うものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第 8 条 法第 31 条第 2 項の規定による解散の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (2) 残余財産の処分方法

(解散の届出等)

第 9 条 法第 31 条第 4 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して知事に提出してするものとする。

- (1) 解散の理由
- (2) 残余財産の処分方法

2 法第 31 条の 8 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に新たに就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して知事に提出してするものとする。

- (1) 清算人の氏名及び住所又は居所
- (2) 清算人が就任した年月日

(残余財産の譲渡の認証申請)

第10条 清算人は、法第32条第2項の規定による認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 譲渡すべき残余財産
- (2) 残余財産の譲渡を受ける者

(清算終了の届出)

第11条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請)

第12条 法第34条第3項の規定による合併の認証申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 合併後の特定非営利活動法人の名称
 - (2) 合併後の特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - (3) 合併後の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
 - (4) 合併後の特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地
 - (5) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の作成及び備置き)

第13条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第14条 第7条の規定は、法第44条第3項の規定による閲覧について準用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法第2章の規定を施行するために必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第17号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。